

資料3

保存期間：5年
(令和8事務年度末)
令和3年9月13日

税務大専校との共同研究における
国税庁保有行政記録情報
利用に係るガイドライン (案)

令和3年●月●日

国税庁

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
1	国税庁保有行政記録情報	1
2	個票データ	1
3	中間生成物	1
4	分析結果等	1
5	申出者	1
6	利用者	1
7	公的機関	2
8	有識者会議	2
第3	個票データ等の利用に際しての基本原則	2
1	税務行政の目的に沿った利用	2
2	個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保	3
第4	個票データ等の利用期間	4
第5	個票データ等の利用申出手続	4
1	あらかじめ明示しておくべき事項	4
2	事前に説明・確認を要する事項	5
3	申出書の作成単位	5
4	個票データ等の利用を求める申出者の範囲	5
5	利用申出の期間と方法	6
6	申出書の記載事項及び添付書類	6
第6	利用申出に対する審査・決定	7
1	個票データ等利用申出に関する審査・決定	7
2	個票データ等利用申出の審査基準	7
3	有識者会議の審査を省略することができる利用	9
第7	審査結果の通知	9
1	利用申出について承諾する場合	9
2	利用申出について承諾しない場合	10
第8	利用承諾後の個票データ等の利用の手続	10
1	利用承諾後の提出書類	10
2	個票データ等の利用方法	10
3	共同研究の実施方法	10
4	共同研究に関する報告	10

第9	利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	11
1	利用者の都合により変更が生じた場合の手續	11
2	利用者の変更	11
3	利用期間の延長	12
4	申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合	13
第10	利用後の措置等	13
1	中間生成物の措置について	13
2	利用後の身分について	13
第11	利用者による研究等の成果の公表	13
第12	利用実績報告書の作成・提出	14
1	利用実績報告書の提出	14
2	利用実績の公表	14
第13	不適切利用への対応等	14
1	守秘義務違反	14
2	その他所要の措置	15
3	欠格事由	15
第14	ガイドラインの施行時期	16
別紙	分析結果等に関する標準的なチェック内容	17

第1 目的

「税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、税務大学校で実施する共同研究における国税庁保有行政記録情報の利用手続や利用申出に係る審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、国税庁がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第2 用語の定義

1 国税庁保有行政記録情報

本ガイドラインにおいて「国税庁保有行政記録情報」(以下「行政記録情報」という。)とは、各税法の規定に基づき、納税者から提出された確定申告情報等から構成される税務に関連する情報をいう。

2 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、行政記録情報のうち個別別のデータをいう。

3 中間生成物

本ガイドラインにおいて、「中間生成物」とは、利用を申し出た個票データを集計・分析する過程で生成されたもので、第11に定める国税庁の審査を経た研究等の成果を除く一切のものをいう。

なお、個票データ及び中間生成物を個票データ等という。

4 分析結果等

本ガイドラインにおいて「分析結果等」とは、中間生成物のうち、別紙「分析結果等に関する標準的なチェック内容」(以下「別紙」という。)に定めるチェック内容を満たすものをいい、個票データの利用の申出に付随して、利用の申出を行うものをいう。

5 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき、共同研究の実施に当たり個票データ等の利用を求める者をいう。

なお、申出者のうち、代表者を1名定めることとする。

6 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、申出者のうち、第5から第9の規定により

個票データ等の利用の承諾を受けた者をいう。

7 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、国税庁が設置し、その求めに応じ、会議により個票データ等の利用の諾否について国税庁に対して意見を述べるとともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議をいう。

第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

1 税務行政の目的に沿った利用

(1) 個票データ等の利用目的の確認

国税庁は、申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。学術研究振興又は施策推進のことを以下「研究等」という。）であって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認する。

(2) 個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項

利用者は、個票データ等について、秘密の保護が強く求められるものであることを認識するとともに、適切な税務行政の執行への影響に十分留意する必要があることを踏まえ、適切に取り扱う必要がある。このため、利用に当たっては、施策推進を目的とする場合のみならず、学術研究振興を目的とする場合であっても、研究等の成果の公表に当たっては、秘密の保護及び税務行政の執行への影響について、十分配慮する必要がある。

特に、個体が第三者（利用者以外の者をいう。以下同じ。）に識別されないように十分配慮するものとする。このため、利用者は、本ガイドラインに基づき共同研究のために個票データ等の利用を行った場合、当該研究等の成果の公表においては、個体

の識別が可能になる情報を明らかにしないこととする。

(3) 税務大学校との共同研究

個票データ等の利用は、税務大学校との共同研究を前提に、国税庁が特定の研究テーマに対し、税務大学校職員と共同で研究を実施する者を公募して実施するものとする。

また、個票データの利用者については、税務大学校の定める規定に基づき、共同研究を行う期間を任期として、税務大学校の職員（以下「客員教授」という。）に任用する。

なお、客員教授に任用された利用者は、その身分に基づき国家公務員法第 100 条等の守秘義務を負うことに留意する。

2 個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保

個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保に当たっては、本ガイドラインに定めるほか、個票データ等の利用規約（以下「利用規約」という。）及び税務大学校の定める利用規則に従うものとする。

(1) 利用者に対して行う措置

国税庁は、利用者が個票データ等の利用を開始する前に、以下の①から③までを利用者に誓約させるとともに、利用者が誓約に反した場合には、第 13 に定める不適切利用への対応等に基づき、所要の措置を実施することを利用者に明示する。

- ① あらかじめ個票データ等の利用に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ個票データ等の利用を行うこと。
- ② 研究等の成果の公表に当たっては、個票データ等は秘密の保護が強く求められるものであること及び適切な税務行政の執行への影響に十分留意する必要があること並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号、2 号及び 6 号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれることを踏まえ、個体が第三者に識別されないように十分配慮すること。
- ③ 本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

(2) 個票データの適正管理措置

利用者は、個票データの利用に際して、以下の事項に従うものとする。

- ① 個票データの利用者は、国税庁により個票データの利用の承諾を受けた者で、税務大学校の客員教授に任用された者に限るものとする。
- ② 個票データの利用は、税務大学校の施設内で、国税庁が提供する端末においてのみ可能とする。

- ③ 個票データは、②において提供する端末以外の、別の記憶装置への複写及び保存は認めない。
- ④ 個票データを用いて生成した中間生成物のうち、別紙に定めるチェック内容を満たさないものについては、個票データの取扱いに準じて適正な管理を行うこととする。

(3) 分析結果等の適正管理措置

利用者は、分析結果等の利用に際して、以下の事項に従うものとする。

- ① 中間生成物のうち、別紙に定めるチェック内容の各項目を満たしていることを国税庁が確認したものは、分析結果等としての利用及び税務大学校の施設外への持ち出しを可能とする。
- ② 分析結果等については、申出書に記載した利用場所においてのみ利用可能とする。
なお、利用場所は日本国内の自己の所属機関が管理する場所とする。
- ③ 分析結果等について、利用者が、②に規定する場所以外での利用を申し出た場合、国税庁は、必要に応じ事前に管理状況について監査を実施した上で、②に規定する場所に代え、②に規定する場所と同等程度の管理が可能と認められる場所において、利用することが相当と認められる場合には、その利用を認めることができる。

(4) 個票データ等を用いた研究等の外部委託

利用者が研究等の全部又は一部を第三者に委託することは、認めない。

第4 個票データ等の利用期間

国税庁は、有識者会議による審査を行った上で、申出者に対して、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り、個票データ等の利用の承諾をすることができる。

個票データ等の利用期間（国税庁が個票データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として2年間（第9の3に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。

第5 個票データ等の利用申出手続

1 あらかじめ明示しておくべき事項

個票データ等の利用申出手続を行うに当たって、本ガイドライン及び利用規約に定める事項のほかに、申出者があらかじめ了知しておくべき事項は以下のとおりである。

国税庁は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。

- (1) 個票データ等の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外であること。
- (2) 個票データ等は、情報公開法第 5 条第 1 号、2 号及び 6 号に規定する不開示情報を含むこと。
- (3) 個票データ等の申出者の人数は原則として 5 名を上限とすること。
- (4) 共同研究の開始時期は、研究ごとに異なる場合があること。
- (5) 有識者会議における審査は、原則非公開で行われること。
- (6) 共同研究の公募を実施する研究テーマ及び、当該研究テーマにおいて利用対象とする行政記録情報の概要。
- (7) その他個票データ等の利用に当たり、必要と考えられる事項。

2 事前に説明・確認を要する事項

申出者に対し、申出手続に際して国税庁が事前に説明・確認しておくべき事項は以下のとおりである。

- (1) 第 5 の 1 に定める事項の承諾
- (2) 本ガイドライン及び利用規約に定める事項であって利用者が遵守すべき事項
- (3) 申出書等の各様式の記載方法及び必要な手続
- (4) 利用目的、利用者、利用方法に関する各要件及び利用申出に係る審査に必要な記載事項並びに添付書類
- (5) 利用申出に係る審査基準
- (6) 提出予定の申出書の内容（国税庁は、必要に応じ、利用する個票データ等の範囲等につき、申出者と調整を実施する場合がある。）

3 申出書の作成単位

申出書は、応募する研究等の内容ごとに作成するものとする。

4 個票データ等の利用を求める申出者の範囲

(1) 個票データを利用する場合

個票データを利用する場合の申出者の範囲は、その目的に応じて、以下のとおりとする。

- ① 学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する常勤の研究者に限るものとする。
 - (i) 公的機関
 - (ii) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第

- 1 項に規定する独立行政法人をいう。)
- (iii) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。)
 - (iv) 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学院を含む。）をいう。)
 - (v) 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。)
- ② 施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲は、公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。

(2) 分析結果等のみを利用する場合

分析結果等のみを利用する場合の申出者の範囲は、個票データの利用目的に応じて、以下のとおりとする。

- ① 学術研究振興を目的として、分析結果等のみを利用を求める申出者の範囲は、第 5 の 4(1)① (i) から (v) のいずれかの機関に所属する者に限るものとする。
- ② 施策推進を目的として、分析結果等のみを利用を求める申出者の範囲は、公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。

5 利用申出の期間と方法

国税庁は、1 年に 1 回程度、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって求めるものとする。

具体的な受付期間、受付窓口等については、国税庁のホームページにて事前に公表するものとする。

6 申出書の記載事項及び添付書類

代表者になっている申出者は、国税庁が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 個票データ等の利用に関する申出書

- ① 各申出者の氏名、所属機関名、職名、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）及び申出者のうち代表者の表示
- ② 各申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名
- ③ 各申出者が利用を求める個票データ等の区分
- ④ 各申出者が、申出時点から起算して過去 3 年以内に、外部研究資金を獲得している場合、当該外部研究資金の制度の名称、採択年度及び研究課題名
- ⑤ 各申出者の過去の研究等の実績（⑩の記載事項と関連する分野での過去の研究

等の実績)

- ⑥ 各申出者の分析結果等の利用場所
- ⑦ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び国税庁が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ⑧ 個票データ等の利用目的
- ⑨ 公募している研究テーマ
- ⑩ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）
- ⑪ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑫ 研究等の成果の公表時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑬ 個票データ等の利用期間
- ⑭ その他必要な事項

(2) 添付書類

- ① 各申出者の職務経歴書
- ② 研究等に関する研究計画書
- ③ 外部研究資金の制度名等を記載した場合、その事実が確認できる書類（科学研究費助成事業に係る資金の場合、研究者番号）
- ④ 必要に応じ、研究等の内容に関連する資料、申出者の関連論文及び著作物一覧
- ⑤ 必要に応じ、過去の研究等の実績を証明する書類
- ⑥ その他必要な書類

第6 利用申出に対する審査・決定

1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に定める書類及び2に定める審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において行う。有識者会議は、国税庁の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて国税庁に提出するが、最終的な個票データ等の利用の諾否は国税庁が決定する。

なお、国税庁は申出者に対し利用に係る条件を付すことができ、申出者に対し当該条件の内容を第7に定める審査結果の通知に記載の上、通知する。また、本ガイドラインに定めるもののほか、審査方法及び決定手続等の詳細は、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において定める。

2 個票データ等利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法

利用目的及び分析方法について、以下の①から③の全てが確認できること。

- ① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合し、かつ第3の1(1)に該当するものであること。
- ② 本ガイドラインに基づき利用の承諾を受けた個票データ等を用いた研究等の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること。
- ③ データの分析目的及び方法が、個体を識別するものではないこと。

(2) 利用の必要性

個票データ等を利用する必要性が、以下の①から③の全てに則していると認められること。

- ① 個票データ等から分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。
- ② 個票データ等の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③ 個票データ等の利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

(3) 過去の実績等

申出内容が、申出者の過去の研究等の実績を勘案して、実行可能であること。

(4) 研究等の成果の公表

学術研究振興を目的として個票データ等を利用する場合には、学術論文等の形で研究等の成果が公表される予定であることを前提とする。この場合、研究等の成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合的であること。また、公表される内容が適切であること。

施策推進を目的として個票データ等を利用する場合には、何らかの方法で研究等の成果が公表されるものであること。

(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者

各申出者の氏名、所属機関名及び職名が確認でき、職務経歴書の添付があること。また、研究等の目的及び内容に照らし、申出者の人数が合理的であること。特に、個票データを利用する場合の申出者の人数は、必要最小限であること。

なお、利用期間の一部でも、第13の3に定める欠格事由に該当する者の申出は認めない。

- ② 研究計画書
申出書に記載した研究等の概要について、詳細な内容が確認できること。
- ③ 利用を希望する個票データ等の利用期間
対象となる個票データ等の利用を希望する期間等が確認できること。また、利用を希望する期間が、その利用に必要な最小限の期間となっていること。
- ④ 外部研究資金
記載した外部研究資金の内容について添付書類により確認できること。

(6) 他のデータとの照合を行う必要性
他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び必要性が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

(7) その他必要な事項
上記の(1)から(6)までの項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その審査基準を満たしていること。

3 有識者会議の審査を省略することができる利用

過去に同様の類型の審査を行っている等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、有識者会議の審査を省略できるものとする。また、国税庁は、有識者会議の審査を省略した利用申出に関する利用実績について、定期的に有識者会議に報告することとする。

第7 審査結果の通知

国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により個票データ等の利用の諾否について通知する。

1 利用申出について承諾する場合

国税庁が定める個票データ等の利用に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、代表者になっている申出者に通知することとする。

なお、やむを得ない事情により、本規定に基づき通知した利用開始時期より実際の利用開始時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに代表者になっている申出者に連絡するものとする。

- (1) 個票データ等の利用を承諾する旨
- (2) 利用を承諾する申出者及び対象データ
- (3) 利用開始時期及び利用期間
- (4) 利用するに当たり、付した条件がある場合にはその内容

(5) その他国税庁が必要と認める事項

2 利用申出について承諾しない場合

国税庁が定める個票データ等の利用に関する不承諾通知書により代表者になっている申出者に通知する。

第8 利用承諾後の個票データ等の利用の手続

1 利用承諾後の提出書類

承諾された申出について、申出者は国税庁に対して以下の書類を提出するものとする。

- (1) 各申出者の氏名及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券等）の写し
- (2) 各申出者の所属機関が個票データ等を利用した研究等を行うことに加え、個票データの利用申出者が税務大学の客員教授に任用されることについて承認していることを証明するもの
- (3) 個票データ等の利用に関する誓約書（各申出者が利用条件（利用規約及び個票データ等の利用に当たって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名したものをいう。以下「誓約書」という。）

2 個票データ等の利用方法

国税庁が、1の書類を受理した後に、利用者は個票データ等の利用を開始するものとする。

なお、個票データについては、利用者が税務大学の客員教授に任用されることをもって、利用可能とする。

また、個票データ等の利用に際しては、当該データが漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、国税庁は、有識者会議の意見も踏まえ、利用する個票データ等ごとに必要な措置を講じることができる。

3 共同研究の実施方法

個票データ等の利用者は税務大学との共同研究の実施に当たり、税務大学職員と共同して研究活動を行うものとする。

なお、共同研究の開始に当たっては、研究計画書等に基づき、税務大学職員と研究の進め方等について協議することとする。

4 共同研究に関する報告

個票データ等の利用者は、1年に1回程度、国税庁に対して個票データ等を利用した

税務大学校との共同研究の進捗状況について報告を行うものとする。

また、研究等の成果については、別途、税務大学校において報告会を実施するものとする。

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手續

国税庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

国税庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに国税庁に届け出る。

- ① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合
- ③ 利用者を除外する場合
- ④ 研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤ 研究等の成果の公表に係る手續が進行中に、利用期間の延長を希望する場合
- ⑥ 個票データ等の利用期間中に新たな外部研究資金を獲得した場合
- ⑦ 分析結果等の利用場所を変更する場合

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

国税庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、国税庁が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、所属等変更届出書により届出を行う。

なお、個票データの利用者については、任期にかかわらず、税務大学校の客員教授を解任する。

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により届出を行う。

なお、国税庁は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。ただし、分析結果等のみの利用者が交代する場合において、両者の所属機関が同一の場合は、有識者会議の審査を省略するものとする。

また、追加又は交代によって、新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者は、税務大学校の客員教授に任用されることをもって、個票データの利用を可能とする。

3 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。

なお、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他国税庁が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、国税庁は利用期間の延長を認めることができる。

また、延長した期間において、個票データの利用が必要な場合は、個票データの利用者について税務大学校の客員教授の任期を延長する。

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。ただし、研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちに国税庁に届け出ることにより代えることができる。

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、国税庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間である

こと。

④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。

(3) 諾否の通知

国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。

4 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を国税庁へ提出するものとする。

第10 利用後の措置等

1 中間生成物の措置について

各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、国税庁に報告しなければならない。

その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要なデータ及びプログラムを事前に国税庁に移管するとともに、国税庁は移管されたデータ及びプログラムについて適切に保存することとする。

また、移管されたデータ及びプログラムのうち、第3の1(1)に規定する統計的研究の発展に資すると国税庁が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、税務大学校で事後に実施する研究において利用できるものとする。

2 利用後の身分について

個票データの利用者がデータ措置報告書を提出した場合は、任期にかかわらず税務大学校の客員教授を解任する。

第11 利用者による研究等の成果の公表

代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で国税庁へ報告するものとし、国税庁は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。

なお、国税庁が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合がありますことに留意する。

- ① 当該研究等の成果とあらかじめ承諾された申出書の内容が整合的であるか
- ② 情報公開法第5条第6号に規定される、不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか。
- ③ 個人情報保護の観点から別紙に定めるチェック内容を満たしているか。ただし、分析手法や客体に応じて、チェック内容を付加する場合がある。
- ④ 第3の1(2)の「個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項」に違反する内容が含まれていないか。

第12 利用実績報告書の作成・提出

1 利用実績報告書の提出

(1) 研究等の成果を公表した場合

代表者になっている申出者は、研究等の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その成果の概要について、国税庁に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

(2) 公表ができない場合

利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等の成果を公表できない場合には、代表者になっている申出者は、その理由を利用実績報告書により国税庁へ報告する。

なお、公表ができなかった事由が、第13の不適切利用に該当する場合、国税庁は、その内容に応じ、同規定に定める所要の措置を実施することができる。

2 利用実績の公表

国税庁は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、有識者会議に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表するものとする。

第13 不適切利用への対応等

1 守秘義務違反

個票データの利用の承諾を受けた申出者は、税務大学校の客員教授に任用され、国家公務員法第100条等の守秘義務を負うこととなるため、個票データを利用するに当たって知り得た納税者の秘密を漏えいした場合等には、同法に規定される刑事罰が科される場合がありますことに留意する。

2 その他所要の措置

利用者が個票データ等の紛失及び漏えい、税務大学校の定める利用規則に反する利用、その他の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合、国税庁は、事前に当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ、当該利用者及び代表者になっている申出者の氏名並びに所属機関名を公表するなど、所要の措置を実施することができる。

なお、利用者以外の者が当該研究等に関して違反を行った場合であっても、管理責任等の観点から、代表者になっている申出者が違反を行ったものとみなすものとする。

3 欠格事由

個票データ等の利用について、利用期間の一部でも以下の要件に該当する者の申出は認めない。また、利用期間の途中において、以下の要件に該当することとなった者については、個票データ等の利用を停止するとともに、個票データの利用者については任期にかかわらず、税務大学校の客員教授を解任する。

(1) 個票データの利用

- ① 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する者
- ② 統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ③ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）及び消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等租税関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑤ その他、個票データ等を利用して不適切な行為をしたことがある等で利用者になることが不適切であると国税庁が認めた者

(2) 分析結果等の利用

第 13 の 3(1)②から⑤に該当する者

第14 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、令和3年●月●日より施行する。

別紙 分析結果等に関する標準的なチェック内容

以下の表1及び表2は、分析結果等に関する標準的なチェック内容を定めたものである。個票データの利用者は、個票データの利用に付随した分析結果等を利用するに当たり、原則として、当該分析結果等が表1の内容を満たすこと、表1の内容を満たさない場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。ここで、分析結果等が「内容を満たす」とは、分析結果等が該当する表1の「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。

表1 標準的なチェック内容

チェック対象	チェック内容	利用者が提示する情報
1. 度数表、度数の構成比表	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①【度数】各セルの度数
	②【数量】各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	②【数量】各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合
	③【数量】各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③【数量】各セルにおいて1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④【度数】各セルの行計及び列計に占める割合
2. 数量表（総和、平均、構成比、集中度）	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①【度数】各セルの度数
	②【数量】各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	②【数量】各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合
	③【数量】各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③【数量】各セルにおいて1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④【度数】各セルの行計及び列計に占める割合

3. 最頻値	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①【度数】各セルの度数
	②【数量】各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	②【数量】各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合
	③【数量】各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③【数量】各セルにおいて1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④【度数】各セルの行計及び列計に占める割合
4. 回帰分析結果	①【自由度】残差の自由度が10以上であること	①【自由度】残差の自由度
	②【データ】1つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと	②目的変数及び説明変数の説明資料
5. 検定統計量(分布の高次モーメント、相関係数及び要約統計量を含む)	①【自由度】残差の自由度が10以上であること	①【自由度】残差の自由度
6. 最大値、最小値	①利用不可 (通常ただ1つの調査客体を指しているため)	
7. 推定残差	①利用不可 (観測値を推定できるリスクが大きいため)	
8. 分析プログラム、操作ログ等	①統計表又は統計量が含まれている場合は、利用不可	

表2 統計表における秘匿措置

秘匿方法	秘匿措置	
1. 集計区分の変更	<p>各セルに集計される区分を変更して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること</p> <p>集計区分の変更方法には、既存の区分の分割、他の区分と統合、新たな区分の設定がある</p>	
2. 集計対象の変更	<p>集計対象の範囲を拡大又は縮小して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること</p> <p>(例: 集計対象が、あるグループに属する調査客体のみから作成した統計表の場合、</p> <p>①別のグループに属する調査客体を集計対象に加えて新たな統計表を作成する(拡大)</p> <p>②あるグループに属する調査客体のうち、他の調査客体から大きく外れた値を持つ調査客体等を除外して新たな統計表を作成する(縮小))</p>	
3. セルの値を変更	秘匿措置	利用者が提示する情報
	<p>以下の一次秘匿、二次秘匿及び秘匿インターバルの各内容を満たすようにすること</p>	
	<p>①一次秘匿</p> <p>表1の内容を満たさないセルの値を「X」等のマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること</p>	①秘匿前の統計表
	<p>②二次秘匿</p> <p>一次秘匿を行ったセルの値が他のセルの値や行計・列計等から算出できる場合、これを算出できないように一次秘匿の対象となるセル以外のセルの値を「X」等のマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること</p>	②一次秘匿した各セルの位置を明示する情報
<p>③秘匿インターバル</p> <p>一次秘匿した各セルが取り得る値の最大値と最小値の差(秘匿インターバル)が度数10以上ないし当該セル値の30%以上であること</p>	③一次秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差ないし最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合	